

「表紙共 16枚」

令和5年1月

定例総会議事録

日田市農業委員会

1 日 時 令和5年2月9日(木曜日) 午後2時00分

2 場 所 日田市役所7階 大会議室

3 出席委員

1 番 石井照久	11 番 河津裕治
2 番 松原忠雄	12 番 川津清則
3 番 横田秀喜	13 番 財津満寿光
4 番 江藤義幸	14 番 中島浩司
5 番 左原三枝子	15 番 美野英俊
6 番 綾垣和子	16 番 伊藤明美
7 番 森 克男	17 番 原田文利
8 番 飯田 隆	18 番 財津政美
9 番 湯浅正徳	19 番 高瀬義徳
10 番 川津美利	

4 出席事務局職員

局長 武内義則 係総括 田中さおり 主査 小野芳也 主事 太郎良悠希

1 月定例総会議事日程

1 開会および総会成立宣言

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 議案訂正

5 議案審議

第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件

第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件

第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件

第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件

第5号 現況証明書（非農地証明書）の発行について

第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について

第7号 2月調査委員の選任について

6 報告

第1号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく日田市農用地利用配分計画（案）について

7 その他

(1) 2月現地調査

日 時 2月22日（水）午前9時～

※ 調査委員

(2) 2月調査委員会

日 時 2月28日(火) 午前9時～

※ 会長、副会長、調査委員

(3) 2月定例総会

日 時 3月9日(木) 午後2時～

会 場 7階 大会議室

(4) 行事日程

2月14日(火) 地域計画策定の話し合い極意マスター研修会(別府市)

2月17日(金) 農地相談会

2月17日(金) 役員会

2月21日(火) 常設審議委員会(大分市)(会長)

2月21日(火) 農業委員会会長・事務局長合同会議(大分市)(会長、事務局長)

2月22日(水) ウーマンアグリネットおおいた設立20周年式典(大分市)(会長、女性委員)

(5) その他 ・「1月分農業委員会活動記録簿」の提出日

・「1月戸別訪問聞き取り用紙、集計表」の提出日

<p>事務局長 (武内義則)</p>	<p>皆さんこんにちは。ただいまより定例総会を開会いたします。総会の成立でございますけれども、委員総数19名中出席委員19名で、日田市農業委員会規則会議規則第10条の規定により、定足数を満たしておりますので本日の会議が成立することをご報告いたします。また、会議に入ります前にお断りさせていただきますけれども、議事進行上発言される場合は挙手をして、議長が指名した後に発言されるようお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は電源を切っていただくか、マナーモードにさせていただきますよう、再度確認をお願いいたします。それでは本日の総会を議事日程に従いまして進めさせていただきます。会議規則第8条により会長が会議の議長を務め、議事を整理することになっておりますので、会長に議長お願いいたします。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>改めまして、こんにちは。大変お疲れさまでございます。1月の24から25日に3年ぶりに視察研修の予定でございましたけど、天気予報で10年に1度の寒波ということで、キャンセルをさせていただきました。大変申し訳なく思っております。また、物価が相当上がっております。全ての商品が上がっておりますが、なるべく野菜とか出荷された場合は、価格転嫁とかお願いできるところはしてもらって、何とか農家の所得を上げていきたいと思っております。それでは、着座して議事を進行してまいります。</p> <p>はい、議事録署名委員の指名でございます。会議規則第17条により、議事録署名委員は議長から指名させていただくことに異議はございませんか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、それでは、議事録署名委員は、6番綾垣和子委員、17番原田文利委員のお二方をお願いしたいと思います。</p> <p>それから、議案訂正でございますが、事務局ございますか。</p>

<p>事務局 (田中さおり)</p>	<p>はい。事務局からです。今月の議案訂正はございません。私から以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>では、早速議案の審議に入りたいと思います。今回の調査委員はですね、5番左原三枝子委員、8番飯田隆委員、19番高瀬義徳委員の3名の方でございました。調査委員長は、8番飯田隆委員でございます。飯田委員、お願いいたします。</p>
<p>調査委員 (飯田隆)</p>	<p>はい。飯田委員、それでは、現地調査の結果などを一言お願いいたしたいと思います。</p> <p>こんにちは。今月の調査員の飯田でございます。先ほど言われましたように5番の左原委員、19番の高瀬委員と事務局4名で現地を確認してまいりました。当初、現地調査を26日に予定しておりましたが、雪のため、30日になりました。3条が3件、4条は2件、うち追認が1件、5条は4件、うち追認が1件、どうぞ審議のほうよろしく申し上げます。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それではですね、第1号議案農地法第3条の規定による許可申請の件、3件でございます。事務局は説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>それでは、私からは、農地法3条の申請分について説明いたします。今月は3件申請が出ております。まずは議案書の1ページ目、番号1番から説明いたします。対象農地は、大字夜明〇と、〇の2筆になります。地目は、台帳、現況ともに田となっています。面積は2筆合わせて、1,007㎡です。譲渡人は〇さん、遠方</p>

に住んでおり管理が出来ないため、譲受人の○さんが譲り受けて規模を拡大するものです。赤い丸で示している部分が対象の農地となります。隣は福岡県になっております。近くには○がございます。こちらが航空写真となっております。こちらもこの赤い丸で示した部分が、対象の農地となっております。続いてこちらが字図です。続きまして、現況の写真です。こちら赤で囲んでいる部分が、現況の写真となっております。そして、右側にはもう一つの対象農地の○がございます。続きまして、こちらが○の現況写真です。こちらも隣の右側には○の農地がございます。

続きまして、番号2番にまいります。対象農地は、鶴河内○と○となります。地目は、○が、台帳、現況ともに田で、○が、台帳は田、現況が畑となっています。面積は2筆合わせまして、1,160㎡です。譲渡人は○さん、体調不良により管理が出来なくなったため、譲受人の○さんが譲り受けて、規模を拡大するものです。赤い丸で示している部分が、対象の農地となります。こちら、隣が福岡県になっております。こちらが航空写真です。この赤い丸で示している2か所が対象の農地となっております。こちらが字図です。続きまして現況の写真です。こちらが○の現況写真です。こちらは農地が狭いため、利用方法としてはユズなどの果樹を植えて管理をしていくということでした。続きまして、こちらが○になります。こちらは、既に譲受人の方が、シイタケの栽培のために利用しておりまして、購入後もこのまま利用するという形になっております。

続きまして、番号3番にまいります。議案書は2ページ目になります。対象農地は、東有田○です。地目は、台帳、現況ともに田となっています。面積は863㎡です。譲渡人は○さん、管理が出来ないため譲り渡したいとのことで、譲受人の○さんが譲り受けて規模を拡大するものです。この赤い丸で示している部分が対象農地です。近くに松野町公民館がございます。続きまして、こちらが航空写真になります。こちらもこの赤い丸で示している部分が対象農地となっております。続きまして、こちらが字図です。こちらが現況の写真となっております。こちら赤で囲んでいる部分が対象農地となっております。こちらの右側に少し写っておりますが、鉄板を敷いてございます。こちらの奥で河川の改修工事を行っておりますので、小型のバックホウが通るために設置しておりますが、こちらは短期間でございますし、鉄板をどかせば、農地の利用は問題ございませんので、特段問題ないかと思います。

3条の申請は以上3件となります。ここで現地調査にご同行いただいた飯田委員より、ご意見をお伺いしたい

<p>調査委員 (飯田隆)</p> <p>事務局 (小野芳也)</p> <p>議 長 (石井照久)</p> <p>4 番 (江藤義幸)</p> <p>議 長 (石井照久)</p> <p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>と思いますので、よろしくお願いいたします</p> <p>はい。私達が見た中では、別に問題がないと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>はい、ありがとうございました。次にチェックシートの説明に参ります。チェックシートの資料のNo. 1をご覧ください。今月のチェックシートが1ページございます。こちら全て各項目に該当しないことが許可の条件となっておりますが、全ての項目に該当しておりません。つまり、許可を出す分には問題がないということを確認いたしております。事務局からは以上となります。</p> <p>はい、ありがとうございます。事務局の報告にあるように、許可との結論でございます。皆さんの中で何かあれば、ご発言いただきたいと思います。</p> <p>はい、江藤委員どうぞ。</p> <p>4番の江藤です。2番の案件ですね、先ほどシイタケの原木を置いているということで、農地に原木を置くというのは、農業ですか。これは林業をしているということですかね。シイタケ栽培は林業なので、これはどういう解釈で認められるのでしょうか。</p> <p>事務局、よろしいですか。</p> <p>はい。そうですね、シイタケの原木を置いてらっしゃるということで、林業の分野ではないかということですかね。</p>
---	--

<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>転用の観点から回答申し上げます。今うろ覚えなので正確なところを覚えてないんですけど、国か県のほうから以前通知が出ておまして、農地に原木を置いてシイタケを栽培することは転用には当たらないという趣旨の文書が出ておりますので、ここは特に問題がないかなというふうに、事務局は考えております。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>江藤委員、よろしいですか。</p>
<p>4 番 (江藤義幸)</p>	<p>認識不足だったのかもしれませんが。わかりました。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。ほかに何かございませんか。 なかったら、この件につきまして別紙チェックシートのとおり、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご承認いただきましょうか。ご賛同の方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。ありがとうございます。 全員賛成ですので、第1号議案は原案どおり決定いたしました。</p>
<p>事務局</p>	<p>引き続きまして、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請の件、2件でございます。事務局は説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。それでは議案3ページ、議案第2号農地法第4条についてです。今月は2件申請がありました。 番号1、天瀬町桜竹〇、地目は、台帳は田、現況が畑、面積が5,436㎡の第2種農地です。このうち793.8㎡に</p>

(太郎良悠希)

植林したいとのことでの申請です。申請人は、日田市天瀬町の〇さんです。場所は天瀬振興局が画面の上にございまして、そこから山手のほう上っていった、〇さんの近くにあります川の対岸の赤く丸をしている位置でございます。航空写真で見ると、このようになっております。黄色で囲んでおりますのが、この地番の土地全体の形でございます。その中の一部に赤の破線で囲んでおりますが、この部分を植林したいということで伺っております。こちらが字図です。こちらが現況の写真です。この一筆が平らというわけではなくて、このようにだんだん畑のような形になっております。そのうちの一部に植林をしたいということで、申請を受けております。こういった場合、分筆の必要性を考えないといけないのですが、国からの通知で、農地転用の許可の際、必ずしも分筆をするということにはなっていないので、それを前提に考えないことという趣旨のものが出ております。ただし、どの部分を転用するのか、これをはっきりさせなさいというものがございましたので、今回、どの場所ですか、何㎡ですか、そこはきっちり出してくださいということでお願いをして、竹の棒が見えるかと思いますが、これをもとに測量をして、何㎡というのは測ってもらって、また、こういう棚田の場所でございますので、どの部分に植えるかというのも、申請者と事務局、調査委員で把握が来ておりますので、これで問題ないものと考えております。

では、次の案件に移ります。番号2、前津江町大野〇、地目は、台帳は畑、現況が墓地、面積が15㎡の第2種農地です。申請人は日田市前津江町の〇さんです。既に墓地として利用しているものの許可を得ていなかったため、申請するものです。追認案件ですので、始末書を徴取いたします。場所が、〇さんの裏手にある赤く丸をしているところです。航空写真で見ると、このようになっております。元は、もっと広い一筆でしたが、その中にお墓がございまして、その部分を分筆して今回の申請に至っております。こちらが字図です。この赤く丸で囲まれているところが申請地です。現況の写真このようになっております。議案書の申請理由の欄にございますように、墓地等経営許可见込みがあるということで、担当しております環境課より文書で回答を得ております。許可见込みですので、何があれば許可に至るかというのは、農地転用の許可が必要ということでございますので、墓地の許可に至るものの、後は農地転用許可だけという状態まで出来ておるということで、伺っております。それでは現地調査にご同行いただいた調査委員長からご意見をいただこうと思います。

<p>調査委員 (飯田隆)</p>	<p>1番の○さんの農地ですが、私達が数えてみたら、棚田で約30枚ありました。ですから、1回に植林は難しいということです。○さんは、自分で杉の苗を作っておりました。それで、何年かに分けて植林をしようということです。それから2番の○さんは、すでに墓地になっていて追認ということです。以上です。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>ありがとうございました。それではチェックシートについてです。農地法第4条は、資料No.1の2ページと3ページでございます。全ての項目に該当しないことが許可の条件です。書類審査、現地調査により該当しないことを確認出来ております。私からは以上です。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。事務局の議案説明にあるように、1件は追認ということでございます。皆さんの中で何かあればご発言いただきたいと思います。 はい、原田委員どうぞ。</p>
<p>17番 (原田文利)</p>	<p>はい、17番原田ですけども、1番が分筆をしなくてもいいというようなことですけども、実際、面積を出した測量図ですとか、そういったのはもうちゃんと出てきて、それに基づいて現地確認をされたのでしょうか。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>はい。原田委員がおっしゃったとおりでございます。恐らくご自身もしくはご家族で、お仕事で測量されてる方がいらっしゃるようでして、技術的には問題ないということで、しっかり測量して出されております。図面を見る限り、パソコンなどでつくられたような様式ではございませんでしたが、内容には問題がないものと考えております。また、現地調査をして、もう1回申請者の方と場所の確認はしておりますので大丈夫かと思っております。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>よろしいですか。</p>

<p>17番 (原田文利)</p>	<p>はい。いずれにしても、この図面というのは、後の次の許可に問題になってくるでしょうから、当然それは事務局のほうで管理していくということになるんですよね。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>はい。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>何かほかにございませんか。なければ、この件につきまして、別紙チェックシートのとおり農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご承認いただきましょうか。ご賛同いただける方は挙手をお願いいたします。</p>
<p></p>	<p>(全員挙手)</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 全員賛成ですので、議案第2号は原案どおり許可相当といたします。</p>
<p></p>	<p>続きまして、議案書4ページ、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の件、4件でございます。事務局は説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>はい。議案4ページ、議案第3号農地法第5条についてです。今月は4件申請がありました。 番号1、大字高瀬〇、地目は、台帳、現況ともに田、面積が259㎡の第3種農地です。譲渡人は福岡県の〇さんで、譲受人は日田市諸留町の〇さんです。申請地を譲り受け、駐車場として利用したいとのことでの申請です。場所ですが、上野のバイパス沿いの赤く丸をしているところです。近くには、〇さんや、もう営業されていないですけど〇さんがございましたあたりでございます。航空写真で見るとこのようになっております。こちら</p>

が字図です。こちらが現況の写真です。この写真ですと少し見えにくいと思いますが、この部分に水路が入っております。ここに杭がありまして、この水路から道路側、画面の右下側は、国交省の土地でございました。その部分は使わないということで、あくまでこの地番の農地部分を使うということ、担当の行政書士から聞いております。

続いて番号2です。吹上町○、地目は、台帳は田、現況が畑、面積が664㎡の第3種農地です。こちら貸し借りとなっております、賃貸人は、日田市吹上町の○さんで、借入人は日田市吹上町の○さんです。申請地のうち62㎡を、令和5年4月30日まで借り受け、事務所として使いたいとのことでの申請です。場所が、吹上町交差点から丸山町方面に進んでいった赤く丸をしているところです。航空写真で見るとこのようになっております。黄色で囲んでおりますのがこの土地の形です。そのうち、赤で囲んでいる部分を転用したいということで、申請を受けております。字図はこのようになっております。こちらが現況の写真です。先ほど4条でもございましたように、分筆が必要ではないかという疑問が出る部分とは思いますが、第5条の場合で所有権移転に関わる場合は、仮に農業委員会で審査をする段階で分筆をしていなかったとしても法務局で所有権移転の登記をする際に必ず必要ということになります。土地の一部を誰かに渡すということは出来ませんので、分筆はどちらにしても必要となりますので、あらかじめそこを申請者に指導しているところでございますが、今回の案件につきましては、期間がとても短く、また貸し借りということで所有権移転はございませんので、この土地の一部で5条許可申請という内容でお受けしているところでございます。

ページが変わりまして、番号3です。天瀬町塚田○で、地目は、台帳は畑、現況が畑と雑種地で、面積が173㎡の第2種農地です。譲渡人は、宮城県の○さんで、譲受人は日田市天瀬町の○さんです。お名前の下にそれぞれの方の持分を書いてありますが、このお2人での共有となっております。これを○さんに整理するというのが、こちらの申請となっております。土地の現況は、一部が既に駐車場になっており、残りは畑となっておりますので、畑と雑種地というふうに記載しております。駐車場部分については、転用許可を受けておりませんので、追認となり始末書を徴取いたします。また、畑部分はこれから植林したいということで伺っております。場所が五馬中学校の西側の赤く丸をしているところです。航空写真で見るとこのようになっております。こちらが字図です。こちらが現況の写真です。今見えている土地の手前部分が、ご覧のとおり駐車場となっております。

	<p>その奥はこのように畑がありますが、植林をしたいということで伺っております。</p> <p>続いて番号4です。大字庄手〇と〇、地目は、どちらも台帳は田、現況が畑で、面積が合計で460㎡の第3種農地です。譲渡人は長崎県の〇さんで、譲受人は日田市日ノ隈町の〇さんです。申請地を譲り受け、駐車場及び里道用地としたいとのことでの申請です。場所が、三隈中学校や日隈小学校がございます、北側の赤く丸をしているところです。航空写真で見るとこのようになっております。赤く囲んでおりますのが、今回の申請地です。黄色の部分が、現在ある里道です。今回の申請に至るまでですが、もともとは、〇という一筆の土地でした。ただ、ここを駐車場として使いたいとしたときに、この黄色の部分、現在里道としてある部分も、計画地に含めたいということでございましたが、この里道は付け替えの必要があるということで土木課から指導を受けたということです。そのため、付け替えのために分筆をして、〇を里道として転用をしたいということでございます。こちらが字図です。現況がこのようになっております。画面右側、ここにありますが今ある里道です。この駐車場とする部分の計画に入っていますので、その付け替えということで、このL字型になっている〇、これを転用して譲り受けて、里道の用地として市に渡すという計画でございます。</p> <p>それでは現地調査にご同行いただいた調査委員長からご意見をいただこうと思います。</p>
<p>調査委員 (飯田隆)</p>	<p>はい、4件ありました。2番が一時転用と4番が里道の付け替えということでありました。あと3番は一部追認ということです。どうぞ、審議のほうよろしく申し上げます。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>はい、ありがとうございます。それではチェックシートについてです。農地法5条につきましては資料No.1の4ページと5ページです。全ての項目に該当しないことが許可の条件です。書類審査、現地調査により該当しないことを確認出来ております。私からは以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。事務局の議案説明にあるように問題がないというようなことでございます。皆さんの中で何かあればご発言いただきたいと思います。</p>
	<p>はい、原田委員どうぞ。</p>

<p>1 7 番 (原田文利)</p>	<p>4 番ですけども、里道部分は分筆をされての申請ですか。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>はい、既に分筆されています。</p>
<p>1 7 番 (原田文利)</p>	<p>もともとの地番というのは、〇の孫番がついてでしょうけども、その分筆というのは、どちらがされているんですか。売買が前提の話で、転用の前にそういった話を進めていたということでもいいんですかね。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>そうですね。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ほかに何かございませんか。横田委員どうぞ。</p>
<p>3 番 (横田秀喜)</p>	<p>すいません。3 番横田です。ちょっと分かりにくいのですが、今黄色の部分については、地番はないんでしょう。あるんですか。国有地でしょう。今度里道作る部分は、本人の意思でやるのか、土木事務所などの指導でやるのか、ちょっとそこが分かりにくいんだよね。もう少し説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>はい、分かりました。まず里道部分ですね、里道にしては珍しいかと思うんですが、地番が〇というのがついております。ただ、所有者が確か市になっていたと思います。すいません。公衆用道路ということで日田市の土地になっております。写真が最新のものではないんですけど、この黄色の北側の土地が〇さんのお家になりま</p>

<p>3番 (横田秀喜)</p> <p>議 長 (石井照久)</p> <p>事務局 (太郎良悠希)</p> <p>3番 (横田秀喜)</p> <p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>す。自分の家の前にある里道ですが、ここは結構人が通るみたいで、自分の家と今回駐車場にするような間を、知らない人が通るのが何か嫌だなということで、この部分も欲しいというのが今回の計画の最初のように。そのときに、この里道は今も利用している道なので付け替えをしないと駄目ですということで、土木課から言われて、ここの部分を里道として提供するという話になったということです。</p> <p>状況は分かりました。決して反対するわけじゃないんですけど、そういう場合、里道の付け替えとかいう地域の人たちが通るといふことであれば、自治会長さんの承諾書か何か必要じゃないんですかね。要らないのであれば結構だと思うんですけど、やっぱり地域住民の方が利用するという道路の付け替えなんで、そういう書類的なものは必要ないんですかね。</p> <p>事務局、よろしいですか。</p> <p>すみません。恐らく里道の付け替えの際、そういった書類が必要かと思うんですが、こちらできちんとその付け替えができる見込みがあるということを確認したいために、土木課へ提出された黄色の部分の里道としての用途を廃止するための申請書、また、この転用許可が出た後の予定にはなるんですけども、○を寄附するという申請書、これに土木課の受付があるものの写しをいただいておりますので、見込みがあるということで今回議案審議いただいているところです。</p> <p>何回もすみません。土木課が承認したその時点で、そういう類いの自治会長あたりからの承諾書というのはあるのかないのか分かりませんが、了解を得ているということですね。そういう解釈でいいですかね。</p> <p>はい、その解釈でよろしいかと思えます。</p>
---	---

<p>3 番 (横田秀喜)</p>	<p>はい分かりました。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>ほかに何かございませんか。よろしいですか。 なければ、この件につきまして、別紙チェックシートのとおり農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご承認いただけでしょうか。ご賛同いただける方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい。ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3号は原案どおり許可相当といたします。</p> <p>調査委員長、終了でございますが、一言お願いいたします。</p>
<p>調査委員 (飯田隆)</p>	<p>はい。ありがとうございました。今回は9件ということで、比較的少ない議案でした。慎重審議ありがとうございました。以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>お疲れさまでございました。 それではですね、6ページ議案第4号農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件、新規1件、再設定5件、解除条件付新規1件、中間管理事業（一括方式）新規1件、解約2件でございます。はい、それではですね、委員の方々のエリアにおいて、ご確認をお願いしたいと思います。問題があれば、挙手をしてご発言いただきたいと思います。よろしいですか。</p>

<p>議長 (石井照久)</p> <p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>それでは、計画要請の内容は別紙チェックシートのとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号及び基本構想の各要件を満たしていると考えます。ご意見がなかったら、ご承認いただきましょうか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>はい、ありがとうございます。はい。それではですね、承認いたしたいと思います。</p> <p>続きまして12ページですね、議案第5号現況証明書非農地証明書の発行について、2件でございます。事務局は説明をお願いいたします。</p> <p>はい、議案書12ページ議案第5号現況証明書非農地証明書の発行についてです。今月は2件申請がっております。</p> <p>まず番号1、大字友田〇、地目が、台帳は畑、現況が雑種地、面積が11㎡です。申請人は、佐賀県の〇さんで、申請理由は、農地法の許可を受け転用したが、登記地目を変更しないまま許可書を紛失したため、申請するもので、発行基準2に該当するものです。場所ですが、光岡小学校のすぐ近くの赤く丸をしているところです。航空写真で見るとこのようになっております。こちらが字図です。赤く囲んでいる部分、これが申請地でございます。現況はこのようになっております。字図の形状より道路の拡幅などにより分筆され、残地となっていたものと思われま。許可が昭和42年とかなり前のものがございますので、転用目的が分かるものが残っておりませんが、現在の状況と今後の利用目的が駐車場というふうを確認してございまして、一旦転用許可は出ており、面積的にも狭小な土地のため、転用目的どおりと判断して差し支えないものと考えております。</p> <p>続いて、番号2、大字夜明〇で、登記地目が畑、現況は山林、面積が225㎡です。申請人は、夜明関町の〇さんです。申請理由は、現況に合わせて地目を整理するため、発行基準4、森林の様相を呈している等農地に復元</p>
---	--

	<p>するための物理的な条件整備が著しく困難な土地に該当するものです。場所ですが夜明関町の中でも、福岡県との県境に近いところの山側の土地、赤く丸をしているところです。航空写真で見るとこのような位置にあります。こちらが字図です。こちらが現況の写真です。写真では少し見えにくいかと思いますが、果樹などではなく雑木だらけだったということです。</p> <p>以上の案件につきまして、各地区ご担当の推進委員さんからご意見をいただこうと思います。</p> <p>推進委員 (木薮一敏)</p> <p>はい。光岡担当の木薮です。もう県の道路拡張に伴うところの残地だろうということで、事務局の言ったとおりであります。別に問題ないでございます。</p> <p>推進委員 (森山周次)</p> <p>夜明の森山ですけど、関町の物件ですね、実質は畑ということですけど、もう山林の様相をしていて、畑としての機能はないように思われます。よろしく申し上げます。</p> <p>事務局 (太郎良悠希)</p> <p>はい、ありがとうございました。事務局からの説明は以上です。</p> <p>議 長 (石井照久)</p> <p>議案第5号現況証明書の発行についてです。今の2件につきまして、何かございますか。ありませんか。なかったら、ご承認いただけましょうか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>議 長 (石井照久)</p> <p>それではですね、この2件につきまして非農地証明書を発行いたしたいと思います。</p> <p>次に議案第6号相続税の納税猶予に関する適格者証明書について、1件でございます。事務局は説明をお願い</p>
--	--

<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>いたします。</p> <p>議案第6号相続税の納税猶予に関する適格者証明書についてです。最近農地を相続された方になりますが、亡くなった方から引き続き農業をしている農地について、相続税の支払いが猶予される制度を利用するための証明書となります。こちらの申請が1件出てきております。筆数が、御覧のとおり29筆と多いので、後ほどご説明いたしますが、申請者は田島2丁目にお住まいの〇さんです。場所が、広い範囲にまたがっております。画面をご覧いただければ、お分かりいただけるかと思いますが、まず、市役所の西側です。淡窓1丁目の範囲、ここについてご説明いたします。航空写真で見ると、このようになっております。こちらが航空写真と字図を重ねたものです。ここに少し小さいのがありまして合計4筆です。それぞれの現況の写真がこのようになっております。先ほどの議案5号は農地じゃないことをご確認いただきましたが、この議案第6号については農地であることをご確認いただければと思います。ただこのように杉が生えているものもございしますが、これが採穂場であれば農地として取り扱ってよいということになっております。ですので、これはまだ採穂場と言える範囲だろうということと考えております。もちろん、これをほったらかしになって杉として育てていったら、その時点で違反転用になる可能性も十分にあり得ます。続いて、田島の〇の西側です。これが〇で、その西側のエリアのものをご覧いただきます。航空写真で見るとこのような2筆でございします。一つがこのようになっておりまして、こちらはこのようになっております。〇さんは、ご存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、苗木屋さんを営んでおりますので、このように採穂場を広く持っておられます。この後も同じような状況がたくさん出てくるかと思えます。続いて、市役所の南側のエリアの2筆でございします。航空写真で見るとこのようになっております。こちらは畑の様相をしているかと思えます。2筆でございします。続いて、大字で言いますと北豆田になります、中尾原というエリアですね、この1番筆数が多いところを今からご覧いただこうと思えます。航空写真で見るとこのようになっております。画面のほとんどの土地が対象でございします。いずれも農地の上にシートを敷いて、ポット苗を育てているという状況です。こういったハウスについても、地面の部分が土の状態やシートを敷いていたりして、すぐ耕せるような状況であれば、農地として取り扱って差し支えないということになっておりますので、問題ないと考えております。続いて、今ご覧いただいた部分より少し北に行ったところです。航空写真で</p>
------------------------	--

<p>推進委員 (高倉等)</p> <p>推進委員 (福井龍太郎)</p> <p>推進委員 (中嶋ひとみ)</p> <p>事務局 (太郎良悠希)</p> <p>議 長 (石井照久)</p>	<p>見るとこの三角形の一筆でございます。こちらも採穂園として利用されておりました。さらに北側に行きますとこういった2筆並んだ土地がございます、それぞれ檜や百日紅の苗木を育てています。さらに北に行きまして、大字で言いますと、北豆田と有田が一筆あるところですね。以上でございます。</p> <p>ここで各地区ご担当の推進委員さんからご意見をいただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。</p> <p>日田・五和地区担当の高倉です。1月24日に現場のほうを確認しました。淡窓町の4筆ですが、○番の杉の木がちょっと何本か伸びていますので切るように注意してくださいということを事務局に言いました。あとは問題ないと思います。それから、北豆田の17筆ですが、これも何も問題ないと思います。以上です。</p> <p>はい。三芳区域の福井です。私のテリトリーが田島の2筆と田島2丁目の2筆になります。いずれも現地を確認いたしましたが、農地として使用されておりましたので、証明は妥当かなというふうに思っております。</p> <p>西有田地区の中嶋です。中尾原の○、○、○、○を見てきましたが、今のところはちゃんと管理されているように見えましたので、問題ないと思います。以上です。</p> <p>はい、ありがとうございました。事務局からは以上です。</p> <p>はい。ありがとうございます。議案第6号ですね、納税猶予に関する適格者証明書について、これにつきまして何かございますか。はい。それではですね、何かございますか。なければ、ご承認いただきけましょうか。</p> <p>それではですね、議案第6号、相続税の納税猶予に関する適格者証明書についてですが、これよろしいですか。</p>
--	---

	<p>(はいの声)</p> <p>はい。それではですね、適格者証明書を発行いたします。</p> <p>続いて議案第7号ですね、2月調査委員の選任についてです。14ページ、日田市農業委員会委員の現地調査実施要綱第3条の規定に基づき選任するものです。私のほうの指名でよろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>はい、それではですね、2番松原忠雄委員、9番湯浅正徳委員、10番川津美利委員の3名の方をお願いしたいと思います。</p> <p>はい。中島委員どうぞ。</p>
<p>議長 (石井照久)</p> <p>推進委員 (中島幸一郎)</p>	<p>すいません。推進委員の中島です。議案の中で聞くのもどうかと思ったので、単純なことでお伺いしたいんですけど、例えばですね、最初の3条の議案のNo.2の中で、90㎡というのがありましたよね。鶴河内の滝ノ下です。1ページです。さっき写真を見せていただいたときに、現況が田となっているんですけど、あれは田でいいんですよね。○は田と台帳がなっているのがいいんですが、現況も田となっていて、現地を見たときにこれは田ですかとか、疑問に持たないのかなとか思って、農業委員会ではもうそれは関知してないと言え、それはそれでいいんですけど、時々こういう状況を見ますよね。売買とかしたときに、田は田として受け取りますが、現況を見たときに、これって田でいいんですよねというようなことが。これに限らず、時々畑じゃないかとか藪じゃないかというところが、この台帳をみると、田とかになっているからいいのかなと。素朴な質問です。それからですね、もう一つだけ。これも、単純では悪いんですけど、墓地の件がありますよね、3ページの2番です。これは分筆しておりますから、恐らく墓地として分筆をして、お墓を建てたんじゃないかと思うんですけど、よく</p>

	<p>見かけるのは、田んぼの端っことか畑の端っこに墓地を見かけるんですけど、ああいうのは全部分筆しているんですかね、ああいうのもやっぱり追認でやっていくんでしょうか。それとも、あまり墓地というのが、そういう地目として認めていくのかなと思ったんです。墓地経営の時は、なかなか環境的には許可をしないので、地目として墓地ですよということであれば、私たちもこれから先はそういうの見かけたときは、どんどん指導していくんですけど、そこはどうなんですか。はい以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、よろしいですか。事務局、最初の件についてよろしいですか。3条の件です。</p>
<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>はい。それでは、3条の件をお答えいたします。こちらの現況を見る限りでは、このような状況になっておりまして、今回議案に載せさせていただきましたのは、台帳に載ってるものとさせていただきまして、田というふうに記述させていただきました。実際の利用方法といたしましては、もう田ではなく、畑としてユズなどの果樹を植えて、利用していくということでしたので、今回はその地目につきましてはその台帳に載っていたものを載せさせていただいております。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>中島委員よろしいですか。</p>
<p>推進委員 (中島幸一郎)</p>	<p>これは果樹園として使うんですか。果樹を植えるということですか。それはもう確認したということでもいいんですよね。</p>
<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>ご本人様に聞いて、面積が小さかったからどのような使い方をしますかという確認したときに、もう果樹を植えて、管理するということでした。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。中島委員よろしいですか。3条の件よろしいですか。それでは4条の件、太郎良さんよろしいですか。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>はい。お墓についてのものがございます。まず今回の案件についてということにはなりますが、この申請に合わせてお墓の部分を分筆したということがございます。なので、分筆してお墓を建てたのではなくて、お墓が建って、追認で許可をとるために分筆をしたというのが実際の流れになるかと思えます。</p>
<p>推進委員 (中島幸一郎)</p>	<p>その前に墓地として認めていいということいいんですね。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>はい、そのときが、農地法上は、その土地を申請理由つまり墓地であれば、お墓に全体を使うのであれば許可が出せるけども、墓地は墓地で、お墓の許可が必要なので、日田市の場合は環境課が担当しております。そこが、議案書で今回書いているもので墓地等経営許可というものがとれるのであれば、農地転用の許可も出すし、墓地の許可も出すというふうになっております。</p>
<p>推進委員 (中島幸一郎)</p>	<p>ということは、これはもう墓地の許可を得ているということですか。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>許可は厳密に言えば出てないです。許可を出すのに足りないものは、あと農地転用の許可だけということになっております。なので、農地転用の許可は墓地の許可がないと転用許可も出せないんですけど、逆に墓地の許可から見ると、農地転用の許可がないと出せないということなので、それぞれが今できる最大の準備をした上で、審議いただいているということになります。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>中島委員、よろしいですか。</p>
<p>推進委員 (中島幸一郎)</p>	<p>よく分かりません。こんなケースはたくさんあるんですよ。よく見かけないですか、皆さん。町場のところはそんなにないかもしれないですけど、田舎に行けば行くほどですね。畑の真ん中とかにどんと建ててあるんですよ。これは畑なんですよ。何も無い限りは畑なんですよ。これはなかなか難しいから、ちょっと聞いたんですけどね。私たちが見かけたときに、指導するべきか指導しなくていいのかとかいうようなことがあると思うんですからね。しょうがないからと思えばそうなんです、いけませんよと言うのがいいのかと思ってですね、そこはちょっといつも通るときに疑問に思いながらですね、見かけるものですから。皆さんどうしているのかなと思ってですね。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、中島浩司委員どうぞ。</p>
<p>1 4 番 (中島浩司)</p>	<p>1 4 番の中島です。今中島推進委員が言っているのは、結構田舎のほうの田んぼとか、家の前の畑の中に墓地が建っているということですよ。それは、昔はお墓屋さんが建てやすいところに建てていい場合みたいな話があって、でも途中からそれは許可を得なければいけないような流れになったんじゃないですかね。今はそういうことはないんですが、何か一時期お墓屋さんがどこでもいい建てやすいところに建てていいみたいな話でバンバン建てている時期があって、そのあとにちゃんとお墓は許可を取って、建ててくださいというような指導は、ありましたよね、確か。結局、こういう問題になってるというのは、多分相続とか、そういういろんな面でそれがそのままになってたんでひっかかってきていると思っています。私たちがやらなきゃいけないことは、事務局のほうが多分説明すると思いますけど、今後はちゃんと許可を得てお墓を建ててください。墓地という名のついたところに、お墓を建ててくださいっていうふうに言ったほうがいいと思います。でないと、例えば、そこを売買するときにお墓があった家とか、庭先のお墓のある家とかっていうのは、今後なかなか売れないようになってくる</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ような気がするんですね。そこも含めてそういう指導をしたほうがいいんじゃないかと私は思うんですけど、詳しいところは、事務局のほうから説明をお願いします。</p> <p>中島幸一郎委員、田舎というか私たちの近くでもずっと共同墓地がないところは、畑とかに建てたところがいっぱいあります。農地パトロールのときに、ここは農地ですかという確認して、指導のほうをしていただけるのは、いいと思います。</p>
<p>推進委員 (中島幸一郎)</p>	<p>さっき中島委員が言ったように、お墓をつくる人がよそも建てているから、ここは大丈夫ですよというようなことを言っていたのを、ちらっと聞いたことあるんですよ。そうなれば、さっき言ったように事務局から、石材屋さんとかに、ちゃんと建てる時にはこういうルールなんですよとか言ったほうがいいんじゃないかと思いません。もともとはですね、建てるほうはどこでもいいので建ててもらいたいという気持ちがあるからですね。そういうふうに、確立していくならば、何らかの措置をしたほうがいいのかなと思っていたんですけど、いいです。今回、これだけで終わるわけじゃないし、これからも続いていきますからね、できるだけ見たら、やっていくようにしたいと思っています。はい。以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はっきり覚えていませんが、以前、石材屋さんとかに、農業委員会のほうから大分前ですけど、文書出したことがあると思います。また今後もそういう話があれば、新しく建てる場所は農地を避けるようにという指導したいと思います。</p>
<p>事務局長 (武内義則)</p>	<p>すいません。ちょっと補足説明をさせてもらいたいと思います。先ほどございました鶴城町の田ですが、私たちが現地に行きましたときは、ここ雪だらけで真っ白でした。場所は分かりましたけども、真っ白で、田か畑か現況は分かりませんでした。この写真というのは、たまたま後日機会があって、写真を撮り直したらこういう状態だったということです。議案は修正しておけばよかったんですけど、そこまで気付きませんでした。現地調査のときは真っ白でした。よろしくをお願いします。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>推進委員の方々がほかに何かございませんか。矢羽田委員どうぞ。</p>
<p>推進委員 (矢羽田市夫)</p>	<p>ちょっとお聞きしたいんですけどね。空き家バンクを利用して、農地を取得しますね。そういうときに、この農地を絶対荒らさないとか、管理するとかいうふうな約束事をしてそういう条件が入っていますか。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。事務局よろしいですか。</p>
<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>はい。ちょっと私のほうからお答えいたします。空き家バンクの別段面積などで購入されると思うんですけども、その時には、特段条件はないんですけども、その後の3条の申請を出しますので、3条で買うということは、農業をやるということであり、農地を荒らさないようにするということはですね、3条で買うという時点で、もう荒らさないということになりますので、特段確約書などはとっていない状況でございます。</p>
<p>推進委員 (矢羽田市夫)</p>	<p>分かりました。こういうことがあったんですが、取得した農地を荒らしてしまっ、私のほうからも草を切ってもらわないと、周りの人たちに迷惑かかるよと言っていたんですよ。そしたら、草にも命があるから駄目って言って。どう対処したらいいだろうかと思っています。今後、多分そういうことで、土地を取得して、いろいろすれば、そういう状況はほかにも出てくるんじゃないかなと思って。ちゃんとした約束事をしていたら、今度言うていくときにあなたはちゃんと管理するって言ったでしょうと言えるので、そこを聞きたかったんです。</p>
<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>はい。私のほうからお答えいたします。先ほどの農地の管理の件なんですけども、こちらは農地法3条の申請時に、農地法3条2項7号になるんですけども、周辺地域との関係というのがございます。そこで、制約ではな</p>

<p>推進委員 (矢羽田市夫)</p>	<p>いんですけど、周辺の農地に影響を与えませんというようなことを一筆書いていただいておりますので、例えば先ほどのようなお話であって、その農地の草が周りに影響を与えている。それで、切ってくださいと頼むこと自体は、問題ないかと思います。よろしく願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>矢羽田委員、それでよろしいですか。何かほかにございませんか。音成委員どうぞ。</p>
<p>推進委員 (音成博文)</p>	<p>過去に4条申請で植林をしたいということで、農業委員会が許可を出した田があるんですが、そこは植付けたときはクヌギの木を植えますということで、植えていたんですよ。近頃、通ってみたら、杉苗に植え替えているんですよ。クヌギ苗がいつの間にか杉苗になってしまってますね。申請したときは、地権者の近所の人にはクヌギ苗ならいいでしょう、杉は困りますということで、たしかそういう話はされていたんですけど、杉苗に変わっていたんで、今は小さいからいいんですけど、後々に木が育てば、日が当たらなくなって農地の米が出来なくなるんですが、これはやっぱり一応注意はしたほうがいいんでしょうね。最初の趣旨と違いますからね。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>はい、その場合ですね、農地転用許可がどこで終わるかというところがポイントになると思います。クヌギを植えますという申請を出して、許可が出てクヌギを植えて、クヌギの苗木を植えましたっていう写真とともにでき上がりの完了報告というのを頂いたら、そこで農地転用許可というのは、農業委員会の手を離れる、手が届かないところに行ってしまう。そのあとに、杉を植え直されている場合は、もう特に私たちからは何も言えないということになってしまいます。そのケースの場合ですと、どの土地なのかっていうところを教えてください、転用許可がいつ出て完了報告が出ているか出てないか、そういったところを確認してからのほうがよろしいのかなと思いますので、後ほど教えていただければと思います。ありがとうございます。</p>

<p>推進委員 (音成博文)</p>	<p>分かりました。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>音成委員、そこは最初クヌギを植えたんですか。</p>
<p>推進委員 (音成博文)</p>	<p>はい、最初4条でみたときはクヌギです。10月から11月頃は杉苗になっていました。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>わかりました。ちょっと事務局のほうで調べますのでよろしくお願いします。</p>
	<p>それでは、15ページの、報告第1号に入りたいと思います。事務局、説明をお願いいたします。</p>
	<p>報告第1号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく日田市農用地利用配分計画（案）について</p>
	<p>7番、その他</p>
	<p>(1) 2月現地調査 日 時 2月22日(水) 午前9時～ ※ 調査委員</p>

(2) 2月調査委員会

日 時 2月28日(火) 午前9時～

※ 会長、副会長、調査委員

(3) 2月定例総会

日 時 3月 9日(木) 午後2時～

会 場 7階 大会議室

(5) 行事日程

2月14日(火) 地域計画策定の話し合い極意マスター研修会(別府市)

2月17日(金) 農地相談会

2月17日(金) 役員会

2月21日(火) 常設審議委員会(大分市)(会長)

2月21日(火) 農業委員会会長・事務局長合同会議(大分市)(会長、事務局長)

2月22日(水) ウーマンアグリネットおおいた設立20周年式典(大分市)(会長、女性委員)

(6) その他 ・「1月分農業委員会活動記録簿」の提出日

・「1月戸別訪問聞き取り用紙、集計表」の提出日

これで、本日のすべての日程を終わります。お疲れ様でした。

以上のとおり会議の顛末を記し、その相違のないことを証するためここに署名捺印する。

令和5年3月9日

議 長 会 長

署 名 委 員 6 番

署 名 委 員 1 7 番